資料４－１

策定体制について（案）

氷見市総合計画審議会

（委員：３０人以内）
（任期：R2.9～R4.9）

※職務
氷見市の施策の総合的かつ基本的な計画に関し市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議する。

第１部会
第２部会
第３部会
※職務
審議会委員が各部会に分かれ、施策の総合的かつ基本的な計画に関し調査する。

答申

基本構想・基本計画の策定を諮問

市長

基本構想の上程

市議会

基本構想・基本計画の骨子案・素案・答申案の作成指示

基本構想・基本計画の骨子案・素案・答申案、実施計画案の提出

（庁内）総合計画策定委員会

※構成
委員長　：副市長
副委員長：教育長
委員　　：各部長等

※職務
基本構想・基本計画の骨子案・素案・答申案、実施計画案を作成する。

幹事会

※構成　課長
※職務
策定委員会の下部組織であり、骨子案・素案・答申案、事業計画案の作成の調査研究を行う。

地方創生推進課

※職務　企画、庶務、日程調整など

計画策定に係る市民の意見

・市民意識調査
・市長のまちづくりふれあいトーク
・各種団体からのヒアリング
・パブリックコメント